

働き方改革対応

[神戸]10月24日(木)

三二セミナー

10:00~12:00 / 15:00~17:00

同一労働同一賃金への対応、準備できていますか？
2020年4月～制度開始（中小企業の適用は2021年4月～）

正社員と非正規従業員の間の**不合理な格差が禁止**されます！

給与の格差は、大丈夫ですか？

役職手当、資格手当、皆勤手当、無事故手当...パートも正社員と全く同じように支給しないとイケないの？

アルバイトにはボーナスは支給していないが、必要なのか？

給与支給明細書

基本給	役職手当	資格手当	通勤手当	家族手当	食事手当	賞与
200,000	10,000	20,000	10,500	2,000	3,000	

正社員とパートの勤続年数が同じなら、基本給は同じ金額にしないとイケない？

正社員だけ家族手当を支給している。これは問題あるだろうか？

正社員は交通費の上限が20,000円、パートの上限は10,000円。これはOK？

勤務時間の短いパート・アルバイトには食事代は支給しなくてもいい？

給与以外で検討すべき問題も

- ・慶弔休暇取得 / 病気休職
- ・教育訓練の受講可否
- ・福利厚生施設の利用...など

👉お申し込みは裏面より



セミナー内容

どのような場合に「不合理な」待遇差となるのか、逆に合理的と認められる待遇差とはどのようなものなのか例示しながら、賃金その他の処遇をどうしていくべきなのか解説いたします。また、今後非正規従業員は、「正社員との待遇差の内容や理由」に関して会社に説明を求めることができるようになります。その対応についてや、派遣労働者の同一労働同一賃金など、検討すべき問題も取り上げます。

10月24日 ミニセミナー概要

日時	10月24日(木) 10:00~12:00 (9:45受付開始) / 10月24日(木) 15:00~17:00 (14:45受付開始)
受講料	御一人様8,000円 ⇒ 優待価格4000円 弊社顧問契約先様は無料
場所	庄司茂事務所【神戸】 神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木ビル 7Fセミナールーム
お問合せ先	社会保険労務士法人 庄司茂事務所 ☎0120-66-8050 神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木ビル6F 姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4-36 マサミビル3F 事務所HP: http://www.roumpro.com/ E-MAIL: info@sssr.jp

セミナー申込用紙

※本セミナーの対象者は経営者・管理者となりますので、対象者以外の方の参加はご遠慮願います。
この用紙でお申し込みの場合、ご優待価格4,000円のご案内となります。

参加内容	<input type="checkbox"/> 10:00~12:00	<input type="checkbox"/> 15:00~17:00
会社名	業種	
会社情報	〒	従業員数
	TEL	FAX
ご参加者①	御芳名	御役職
ご参加者②	御芳名	御役職

お申込みFAX: 0120-38-3399

お申し込み後3日以内に受講票をFAXにてお送りします。(※FAX以外でご希望の場合 受付票は TEL メール希望)
もし受講票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)

- ご記入いただきました個人情報は弊事務所関連以外には使用いたしません。
- 情報管理は厳重に行い、法的義務に伴う要請を受けた場合を除き、第三者への開示等は一切いたしません。



社会保険労務士法人
庄司茂事務所